

# 生活保護費の横領による区職員の処分について

**=北 区=**

平成30年3月上旬に発覚した区職員による生活保護費の横領事件について、6月22日付で職員A（40代男性）を懲戒免職とするとともに、既に退職している職員B（60代男性）については、懲戒免職相当とすることを決定した。

あわせて両職員の管理監督者に対し、減給等の処分を行った。

また、区長は不祥事に対する責任を重く受け止め、自らの給料を50パーセント3か月間減額することとし、開会中の北区議会第2回定例会に条例案を提出する。

## 1 処分等の内容

### (1) 事件を起こした職員

健康福祉部生活福祉課 職員A 懲戒免職

元健康福祉部生活福祉課 職員B 懲戒免職相当(※)

※ 退職済みのため、地方公務員法による処分の対象外となるが、今後、退職手当の返納を求める

### (2) 管理監督者

部長級 4人・課長級 3人 減給10分の1 1か月

係長級（当時の役職） 3人 戒告

## 2 処分等の理由

5月11日にプレス発表したとおり、生活保護を担当する生活福祉課の40代の職員と60代の元職員が、生活保護費計約4,300万円を区から不正に支出させて横領していました。

このような行為は、犯罪行為であるとともに、区民の信頼を著しく裏切るものであり、上記1(1)の処分が相当と判断しました。

また、管理監督者では、区の内部調査で判明している不正支出に関わった時期に両職員の業務を直接管理監督していた者について、上記1(2)の処分が相当と判断しました。

## 3 特別職の減給

今回の区職員の不祥事の責任を重く受け止め、区長、副区長及び教育長の給料を減額する条例案を平成30年第2回東京都北区議会定例会の本会議最終日（6月29日）に提出します。

花川 與惣太	区 長	減給10分の5	3か月（平成30年7月～9月分）
内田 隆	副区長	減給10分の3	3か月（平成30年7月～9月分）
依田 園子	副区長	減給10分の3	3か月（平成30年7月～9月分）
清正 浩靖	教育長	減給10分の1	1か月（平成30年7月分）

#### 4 今後の対応

引き続き、区の内部調査による事件の全容解明に努めるとともに、警察捜査に全面的に協力してまいります。あわせて、外部有識者等による再発防止検討委員会を設置して、事件の原因究明と再発防止策の検討を進めてまいります。

#### 区長コメント

生活保護費を区から不正に支出させて着服するというような行為は、区職員としてあるまじき行為であり、区民の皆さまの信頼を著しく損なうものであります。改めて、区民の皆さま並びに関係各位に心から深くお詫び申し上げます。

当該職員及び管理監督職員について懲戒処分を行うとともに、職員の任命権者であり区の最高責任者である区長として、事件の責任を重く受け止め、自らの給料の50パーセントを3か月間減額することとしました。

現時点では、事件の全容が明らかになっていないため、引き続き、内部調査を徹底するとともに、再発防止検討委員会を設置して、本年9月までに、事件の原因究明と再発防止策の検討結果をお示しできるよう、全力で取り組んでまいります。

平成30年6月25日 北区長 花川 與惣太

#### 【問い合わせ先】

職員の処分等に関する事：総務部職員課 TEL 03-3908-8031  
事件の概要に関する事：健康福祉部生活福祉課 TEL 03-3908-1141

\*午後6時30分まで待機しています。

上記以降は

処分について：職員課長・松田 TEL 080-5508-4421  
事件について：生活福祉課長・濱崎 TEL 090-3094-2900